

日医発 1459 号（保険）
令和 4 年 10 月 25 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

令和 4 年度医薬品価格調査について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省医政局長より本会宛てに協力依頼がありました。

本調査は、平成 28 年 12 月の「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」において、2 年に 1 度の薬価改定の中間年度においても薬価調査を実施し、薬価改定を行うことが定められたことに伴い、薬価基準の改正の基礎資料等を得ることを目的として実施されるものであります。

本会といたしましては、薬価改定に際しては、新型コロナウイルス感染症の急激な再拡大が起こっていることや、燃料費の高騰や物価高、製造管理・品質管理の不備等による医薬品の安定供給障害が依然として続いていることなどを考慮し、製薬業界や卸売販売業界からの丁寧なヒアリングを含め、幅広い観点から検討を進めることが必要であることを中医協で主張した上で、今回の調査実施を了承しましたことから、貴職におかれましても客体医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

調査対象施設に対しては、厚生労働省の委託業者（下記参照。以下同じ）より直接調査票が送付されることとなりますが、本調査は強制されるものではありませんので、各医療機関のご判断でご協力いただければ結構であります。

また、調査対象となった各会員から都道府県医師会等に照会がありましたら、これらの調査結果は、中医協における検討の際、医療現場の実態を把握するための重要なデータとなります点にご理解いただき、ご対応いただけましたら幸いです。

なお、今回の調査は、新型コロナウイルス感染症に対応している現場の負担を鑑み、調査対象医療機関数を例年の半数程度等にするなどして実施された令和2年度の薬価調査と同様の実施方法とされております。

客体医療機関に対しましては、厚生労働省の委託業者を通じて調査票等が送付され、令和4年11月4日（金）までに厚生労働省の委託業者に提出いただくことになっておりますが、本調査に関して不明な点や疑義が生じた場合には、厚生労働省の委託業者に問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

記

「令和4年度医薬品価格調査」に関する厚生労働省の委託業者について

【委託業者：調査担当者（コールセンター）】
〒203-0053 東京都東久留米市本町 1-4-1
株式会社インテージリサーチ
厚生労働省医薬品価格調査事務局
TEL：042-610-2820
mail：iyaku-kakaku2022@intage.com

（添付資料）

1. 令和4年度医薬品価格調査の実施について
（令和4年9月30日 医政発0930第9号 厚生労働省医政局長）
2. 医薬品価格調査の調査実施にあたって（医療機関・保険薬局用）
3. 医薬品価格調査
（医療機関用調査票・第Ⅰ）
（医療機関用調査票・第Ⅱ）

医政発 0930 第 9 号

令和 4 年 9 月 30 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医政局長

令和 4 年度医薬品価格調査の実施について

日頃から医薬品行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

標記につきましては、別紙要領により実施することといたしましたので、御協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。

令和4年度医薬品価格調査実施要領

1 調査の目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の改正の基礎資料等を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

令和4年9月取引分の薬価基準に収載されている全ての医薬品。

3 調査項目

(1) 販売サイド調査

品目ごとの販売価格、販売数量

(2) 購入サイド調査

品目ごとの購入価格、購入数量、購入先の医薬品卸売販売業者情報(業者名、本店・営業所名)

4 調査の対象及び客対数

(1) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数から、層化無作為抽出法により3分の2の抽出率で抽出された営業所等を対象

調査客体数 約4,400客体

(2) 購入サイド調査

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により40分の1の抽出率で抽出された病院を対象

調査客体数 約210客体

イ 診療所(歯科診療所を除く。)の全数から、層化無作為抽出法により400分の1の抽出率で抽出された診療所を対象

調査客体数 約260客体

ウ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により120分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象

調査客体数 約500客体

5 調査票の配布時期

令和4年9月下旬に調査票を配布予定。

6 提出期限

(1) 販売サイド調査：令和4年11月4日(金)

※ 別調査である経時変動調査の調査客体となっている卸売販売業者については、令和4年10月28日(金)までに厚生労働省に調査票を提出する。

(2) 購入サイド調査：令和4年11月4日(金)

7 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。

- ア 厚生労働省の委託業者が調査客体へ調査票を配布する。
- イ 調査客体が調査票に必要事項を記入する。
- ウ 厚生労働省の委託業者が調査客体から調査票を回収する。
- エ 厚生労働省が調査票を集計する。

※ 別調査である経時変動調査の調査客体となっている卸売販売業者については、委託業者を経由せず厚生労働省が調査票を配布・回収する。

[医薬品価格調査用]

医薬品価格調査の実施にあたって
(医療機関・保険薬局用)

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

目 次

I	医薬品価格調査の概要	P1
II	調査票の提出方法	P2
	・(別紙1) CD-R等での報告による場合の入力方法	P7
	・(別紙2) 紙面での報告による場合の記入方法	P11
	・(別紙3) 政府統計共同利用システム(オンライン)での報告による場合 の入力方法	P14
III	医薬品価格調査でよくあるご質問	P15
IV	CD-Rへのファイルの保存方法	P17
V	医薬品価格調査プログラム操作マニュアル(オンライン報告マニュアル)	P23

I 医薬品価格調査の概要

医薬品価格調査は、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の改正の基礎資料等を得ることを目的とした重要な調査です。

今回実施する調査の概要につきましては、下記のとおりとなりますので、何卒ご協力のほど宜しくお願いいたします。

1. 調査客体

- (1) 病院の全数から、層化無作為抽出法により 20分の1 の抽出率で抽出された病院
調査客体数 約410 客体
- (2) 診療所(歯科診療所を除く。)の全数から、層化無作為抽出法により 200分の1 の抽出率で抽出された診療所
調査客体数 約520 客体
- (3) 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により 60分の1 の抽出率で抽出された保険薬局
調査客体数 約1,000 客体

2. 調査対象品目

令和4年9月の1か月間に購入した薬価基準に記載されている全ての医療用医薬品

3. 調査項目

品目ごとの購入価格、購入数量、購入先の医薬品卸売販売業者情報(業者名、本店・営業所名)

4. 提出期限

令和4年11月4日(金)

【本調査の担当者・問い合わせ先等】

調査票・第Iの「調査票提出先」に記載しておりますので、ご参照ください。

【厚生労働省担当者】

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課薬価係 中藤

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-5253-1111 (内線 2588)

II 調査票の提出方法

1. 令和4年9月の1か月間に医療用医薬品の購入がない場合

下記の「(1)紙調査票による提出（郵送）」又は「(2)メールによる提出」によりご提出ください。

(1) 紙調査票による提出（郵送）

調査票・第Ⅰの「法人番号」（「4. 注意事項」参照）及び「記入担当者名」を記入してください。また、調査票・第Ⅰの「取引等の状況と提出方法」の「2. 調査対象期間内に医療用医薬品を購入していない」に☑をつけて、調査票・第Ⅰのみ返信用封筒にて提出してください。

(2) メールによる提出

「(1)紙調査票による提出（郵送）」と同様の方法で調査票・第Ⅰに記入し、PDFファイル等に変換の上、調査票・第Ⅰの「調査票提出先」に記載しているメールアドレスに提出してください。（郵送は不要）

2. 令和4年9月の1か月間に医療用医薬品の購入がある場合

下記の「(1)紙調査票、CD-Rによる提出（郵送）」、「(2)メールによる提出」、「(3)紙調査票による提出（郵送）」又は「(4)政府統計共同利用システム（オンライン）による提出」により提出してください。

なお、各医療機関等において、調査票に定める項目が網羅されているデータをお持ちの場合は、調査票・第Ⅱの提出に代えて、当該データを同封しているCD-Rに保存し、提出してください（メールによる提出も可）。その際、提出するデータについては、以下の点にご注意ください。（詳細は「4. 注意事項」等を併せてご参照ください）

- ・ 最終的な価格が妥結されていない品目は調査の対象外となりますので、当該データは削除の上、提出してください。
- ・ GS1コード又はJANコードのデータが含まれていない場合は、必須項目（購入単価、購入数量、税抜・税込、購入先の卸売販売業者情報）のほかに、医薬品の品名、規格、容量、購入包装単位のデータが含まれている必要があります。ただし、医薬品コードのデータが含まれている場合は、医薬品の品名、規格、容量のデータは不要です。
- ・ 「購入単価」及び「購入数量」は、GS1コード又はJANコード等の購入包装単位当たりの単価・数量です。記入した「購入単価」については、税抜・税込かを必ず明記してください。
- ・ 卸売販売業者名及び本店・営業所名のデータが含まれている場合は、卸売販売業者コードは不要です。
- ・ 可能な限り、エクセルファイル形式でのデータ提出に御協力をお願いします。

(1) 紙調査票、CD-Rによる提出（郵送）

・調査票・第Ⅰ（紙）

調査票・第Ⅰの「法人番号」（「4. 注意事項」参照）及び「記入担当者名」を記入してください。また、調査票・第Ⅰの「取引等の状況と提出方法」の「1. 調査対象期間内に医療用医薬品を購入した」及び同欄中「①CD-R 又はその他磁気媒体（調査票第Ⅰは紙で提出）」の2カ所に☑をつけてください。

・調査票・第Ⅱ（CD-R）

CD-Rに格納されている調査票・第Ⅱに調査項目を入力の上、調査票・第Ⅰと併せて返信用封筒にて提出してください。

入力に当たっては、「4. 注意事項」及び「（別紙1）CD-R等での報告による場合の入力方法」を参照してください。また、CD-Rへのファイルの保存方法については、「IV CD-Rへのファイルの保存方法」を参照してください。

(2) メールによる提出

・調査票・第Ⅰ（紙）

調査票・第Ⅰの「法人番号」（「4. 注意事項」参照）及び「記入担当者名」を記入してください。また、調査票・第Ⅰの「取引等の状況と提出方法」の「1. 調査対象期間内に医療用医薬品の購入をした」及び同欄中「②メール（調査票第ⅠはPDFファイル等で提出）」の2カ所に☑をつけて、PDFファイル等に変換してください。

・調査票・第Ⅱ（CD-R）

CD-Rに格納されている調査票・第Ⅱに調査項目を入力の上、調査票・第Ⅰと併せて調査票・第Ⅰの「調査票提出先」に記載しているメールアドレス宛てに提出してください。（郵送は不要）

入力に当たっては、「4. 注意事項」及び「（別紙1）CD-R等での報告による場合の入力方法」を参照してください。

(3) 紙調査票による提出（郵送）

・調査票・第Ⅰ（紙）

調査票・第Ⅰの「法人番号」（「4. 注意事項」参照）及び「記入担当者名」を記入してください。また、調査票・第Ⅰの「取引等の状況と提出方法」の「1. 調査対象期間内に医療用医薬品を購入した」及び同欄中「③紙（調査票第Ⅱの枚数____枚）」の2カ所に☑を付けてください。

・調査票・第Ⅱ（紙）

パソコン等で医療用医薬品の購入履歴等を管理されていない場合は、紙の調査票・第Ⅱに調査項目をご記入の上、調査票・第Ⅰと併せて返信用封筒にて提出してください。記入に当たっては、「4. 注意事項」及び「（別紙2）紙面での報告による

場合の記入方法」を参照してください。

(4) 政府統計共同利用システム（オンライン）による提出

「(別紙3) 政府統計共同利用システム（オンライン）での報告による場合の入力方法」及び「V 医薬品価格調査プログラム操作マニュアル」を参照の上、医薬品価格調査プログラムを利用して、報告ファイルをご作成いただき、オンライン上にてご報告ください。この場合、紙調査票・第Ⅰ・第Ⅱ、CD-Rの提出は不要です。

なお、複数の客体分を一括して報告する場合は、オンライン報告によらず、上記「(1) 紙調査票、CD-Rによる提出（郵送）」又は「(2)メールによる提出」により提出してください。

3. 既に廃業している場合

調査票・第Ⅰの余白に「廃業」の旨を記載して、調査票・第Ⅰのみ返信用封筒にてご提出ください。なお、「廃業」の旨を記載した調査票・第ⅠをPDFファイル等に変換の上、調査票・第Ⅰの「調査票提出先」に記載しているメールアドレス宛てに提出いただくことも可能です。

4. 注意事項

- ・ 本調査における「購入」とは、現金の支払いの如何を問いませんが、9月末日以降の調査実施時点において、最終的な価格が決定していて、実際に購入した場合はいいです。調査実施時点で最終的な価格が決定していない未妥結、暫定的な価格による購入及び代価の支払いを要しない試供品は含みません。そのため、最終的な価格が妥結されていない品目は調査の対象外となります。
- ・ 法人番号は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁が法人に対して通知している番号です。法人番号が不明な場合、国税庁HPの法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) で検索することができます。個人事業主等で法人番号が付与されていない場合は、下段に☑をつけてください。
- ・ 調査票・第Ⅱの「税抜・税込」欄について、例年記入漏れが多く見受けられます。記入した「購入単価」が消費税を含まない場合（外税）は「1」、消費税を含む場合（内税）は「2」を必ず記入してください。
- ・ CD-Rの提出に当たっては、CD-Rのケースに「都道府県番号」、「客体番号」及び「調査データ件数」を記入してください。メールで提出する場合は、メールの本文に同事項を記載してください。
- ・ 紙の調査票・第Ⅱで報告する場合において、調査票・第Ⅱに不足が生じた場合は、調査票・第Ⅱをコピーして頂くか、調査票・第Ⅰに記載している調査担当者に調査票・第Ⅱの追加配布を申し出てください。

- ・ 医療機関・保険薬局が保険請求する薬価は、消費税込みの価格を設定しています。医薬品卸業者は、特別措置法（※）に基づき、消費税抜きの価格を表示する取り決めとなっていることから、医療機関・保険薬局に対して、消費税抜きの価格と消費税込みの価格を併記して表示することが一般的となっております。調査票に購入単価を記載する際は、消費税込みの価格か消費税抜きの価格かを誤りがないように記載してください。

※ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法

- ・ 調査票の作成に当たり、ご不明な点等ある場合は、調査票・第 I に記載している調査担当者（コールセンター）にお問い合わせください。

(別紙 1)

CD-R等での報告による場合の入力方法

(医療機関・保険薬局用)

1 CD-Rフォーム

項目名称	都道府県番号	客体番号	余白	GS1コード (販売包装単位)、 JANコード 又は 医薬品コード	購入包装 単位 ※GS1コード、 JANコード を入力した 場合には記入 不要	購入単価 (GS1コード 又はJAN コード等の購 入包装単位当 たりの単価)	購入数量 (GS1コード 又はJAN コード等の購 入包装単位当 たりの数量)	税抜・ 税込	購入先の卸売 販売業者情報		
									卸売販 売業者 コード	卸売販売 業者名 ※卸売販売業者 コードを入力し た場合には記入 不要	本店・ 営業所名 ※卸売販売業者コ ードを入力した場 合には記入不要
桁数	2桁	4桁	1桁	14 桁	8 桁	9 桁	6 桁	1 桁	6 桁	文 字 列	文 字 列

2 作成手順

- (1) 同封してあるCD-Rから「医療機関・保険薬局（令和4年9月調査）.xlsx」を選択して下さい。
- (2) 同ファイルを**いったんデスクトップ等に保存（コピー）して下さい。**
- (3) **データの入力作業は、保存したデスクトップ等上の同ファイルで行って下さい。**
- (4) 下記の**入力上の注意事項**に従い、**半角で入力**を行って下さい。
- (5) 入力作業中、その日の作業を終える際は、その都度、「上書き保存」を行い、エクセルを終了させて下さい。
- (6) 全ての入力終了したら「上書き保存」を行い、エクセルを終了させてください。
- (7) 同ファイルをCD-Rに保存（コピー）して下さい。（**「CDに書き込む準備が出来ました」の状態では、まだCDに書き込まれていません。【ファイルをCDへ書き込む】を行い、必ずCD-Rにデータが保存されたことを確認して下さい。**）（*CD-Rへのファイルの保存がうまくできない場合は、「CD-Rへのファイルの保存方法」をご参照ください。）
- (8) CD-Rへデータが保存されたことを確認した後、CD-Rを取り出して下さい。
- (9) 添付のラベルに都道府県番号、客体番号、データ件数を記入し、**第I票とともに**ご提出ください。

※ メールで提出される場合は(7)及び(8)のCD-Rへのファイルの保存作業は不要です。(9)の都道府県番号、客体番号、データ件数については、メール本文に記載してください。

入力上の注意事項

- ① この調査における購入とは、現金受領の如何を問いませんが、9月末日以降の調査実施時点において、最終的な価格が決定していて、その代価の受領を前提として実際に購入した場合をいいます。**調査実施時点で最終的な価格が決定していない未妥結、暫定的な価格による妥結及び代価の受領を要しない試供品は含みません。そのため、最終的に価格が妥結されていない品目は調査の対象外となります。**
- ② 「都道府県番号」欄は、**第I票に記載されている都道府県番号**を入力して下さい（すべての行で同じ番号となります。）。
- ③ 「客体番号」欄は、**第I票に記載されている客体番号**を入力して下さい（すべて

の行で同じ番号となります。)

- ④ 「余白」欄は、空欄として下さい。
- ⑤ 「GS1コード(購入包装単位)、JANコード又は医薬品コード」欄は、**原則として149又は145で始まる14桁の「GS1コード」、若しくは49又は45で始まる13桁の「JANコード」による入力を行って下さい。**
ただし、「GS1コード」「JANコード」による報告ができない場合に限り、12桁の「医薬品コード」による入力で構いません。
各コードが不明な場合は、CD-Rに格納されている「薬価基準収載医薬品コード表」ファイルをご参照の上、入力して下さい。
- ⑥ 「購入包装単位」欄は、**GS1コード、JANコードを入力した場合は、空欄とし入力の必要はありません。**GS1コード、JANコードの入力がない場合(医薬品コードを入力した場合)には、下記の記入例のように入力して下さい。記入に当たっては、同一の医薬品であっても包装単位ごとに別の行に、また、同一の包装単位でも包装単位の単価が異なる場合は、別の行に記入して下さい。

[購入包装単位記入例]	購入包装単位の記載方法
規格単位〇mg 1錠を1,000錠の場合	1000
規格単位1gを1kgの場合	1000
規格単位10mLを100mLの場合	10
規格単位〇mL 1管を10管×20個の場合	10×20
規格単位〇mg 1錠の10錠入りシートを10枚	10×10
5cm×10cm、4枚入貼付剤を3袋の場合	4×3

* 錠(T)、kg、アンプル(A)、個、mg等の単位の入力は不要です。

- ⑦ 「購入単価」欄は、**購入包装単位(GS1コード、JANコード単位又は入力した購入包装単位)当たりの購入単価**を入力して下さい。同一の医薬品で同一の包装単位であっても購入包装単位当たりの購入単価が異なる場合は、別の行に入力して下さい。**(ここで入力する価格は、最終的に妥結された価格であり、暫定的な価格ではございません。暫定的な価格のみで最終的に価格が妥結されていない品目は調査の対象外となります。)**
100錠包装で購入した場合には、100錠包装当たりの単価を入力し、**1錠単位に割り戻しての価格を入力する必要はありません。**また、消費税の取扱いについては、⑨をご確認の上で入力して下さい。
- ⑧ 「購入数量」欄は、**⑦の購入包装単位当たりの価格で購入した製品(GS1コード、JANコード単位又は入力した購入包装単位の製品)の数量**を入力して下さい。
例えば、100錠包装の製品5個を購入した場合には、「購入数量」欄に「5」と入力して下さい。
- ⑨ 「税抜・税込」欄は、⑦で入力した購入包装単位当たりの価格が**消費税を含まない場合(外税)は「1」**を入力し、**消費税を含む場合(内税)は「2」**を入力して下さい。
例えば、100錠包装の製品で包装単位当たり価格が1000円(外税)又は1100円(内税)である場合、「消費税」欄を「1」(外税)として「包装単位当たり価格」欄を「1000円」と入力するか、又は「消費税」欄を「2」(内税)として「包装単位当たり価格」欄を「1100円」と入力して下さい。
- ⑩ 「購入先の卸売販売業者情報」(卸売販売業者コード、卸売販売業者名、本店・営業所名)欄は、以下の方法で入力して下さい。また、一度入力した卸売販売業者情報をコピー&ペーストすると記載が容易です。

ア CD-Rに格納されている「卸売販売業者リスト」から購入先の卸売販売業者

情報を検索し、「卸売販売業者コード」を入力して下さい。「卸売販売業者コード」を入力した場合、「卸売販売業者名」、「本店・営業所名」欄の入力は不要です。

イ 「卸売販売業者リスト」に購入先の卸売販売業者が存在しない場合は、卸売販売業者リストによることなく、「卸売販売業者名」、「本店・営業所名」を入力して下さい。この場合、「卸売販売業者コード」の入力は不要です。

ウ 購入先の卸売販売業者情報を記入することが困難な事情がある場合は、調査担当者（コールセンター）にご相談ください。

秘

(入力例)

医薬品価格調査

令和2年調査(医療機関・保険薬局用調査票・第Ⅱ)

GS1コード(購入包装単位)又はJANコードを記載する場合は、「購入包装単位」の欄を入力する必要はありません。

「購入数量」欄は、購入包装単位当たりの単価で購入した製品(GS1コード、JANコード単位又は入力した購入包装単位当たりの製品の数量)を記入して下さい。
例えば、100錠包装の製品5個を購入した場合には、「購入数量」欄に「5」と入力して下さい。

都道府県番号	客体番号	余白	GS1コード (購入包装単位)、 JANコード 又は 医薬品コード	購入包装単位 ※GS1コード、JAN コードを入力した場合には記入不要	購入単価 (GS1コード又はJAN コード等の購入包装単位 当たりの単価)	購入数量 (GS1コード又はJAN コード等の購入包装単位 当たりの数量)	税 抜 ・ 税 込	購入先の卸売販売業者情報		
								卸売販売業者 コード	卸売販売業者名 ※卸売販売業者 コードを入力した 場合には記入不要	本店・営業所名 ※卸売販売業者 コードを入力した 場合には記入不要
13	H001		14987796170012		4,000	10	1	131000		
13	H001		14987748001021		5,000	2	1	131000		
13	H001		4987159000759		1,000	3	2	141234		
13	H001		4987123180223		500	1	2	141234		
13	H001		1161001C1011	100	860	1	2	株式会社〇〇	●●営業所	
13	H001		1179020C1019	1000	4,400	2	2	株式会社〇〇	●●営業所	

「都道府県番号」「客体番号」は同封されている調査票・第Ⅱに記載された番号を入力する。

GS1コードとは、149又は145で始まる14桁のコードです。
JANコードとは、49又は45で始まる13桁のコードです。
各コードについて不明な場合は、同封したCD-Rに検索可能な「薬価基準収載医薬品コード表」ファイルを格納しておりますので、ご参照の上、左詰めで入力して下さい。

「購入単価」欄には、購入した包装単位(GS1コード、JANコード)当たりの単価を入力して下さい。
例えば、100錠包装で購入した場合には、100錠包装当たりの単価を入力して下さい。
(ここで入力する価格は、最終的に妥結された価格であり、暫定的な価格ではありません。最終的に価格が妥結されていない品目は調査の対象外となります。)

「購入先の卸売販売業者情報」(卸売販売業者コード、卸売販売業者名、本店・営業所名)欄は、以下の方法で入力して下さい。

ア CD-Rに格納されている「卸売販売業者リスト」から購入先の卸売販売業者情報を検索し、「卸売販売業者コード」を記入して下さい。「卸売販売業者コード」を入力した場合、「卸売販売業者名」「本店・営業所名」欄の入力は不要です。

イ 「卸売販売業者リスト」に購入先の卸売販売業者が存在しない場合は、「卸売販売業者リスト」によることなく、「卸売販売業者名」「本店・営業所名」を入力して下さい。この場合、「卸売販売業者コード」の入力は不要です。

ウ 購入先の卸売販売業者情報を入力することが困難な事情がある場合は、調査担当者(コールセンター)にご相談ください。

医薬品コードとは、8桁目にアルファベットが入る12桁のコードです。各コードについて不明な場合は、同封したCD-Rに検索可能な「薬価基準収載医薬品コード表」ファイルを格納しておりますので、ご参照の上、左詰めで入力して下さい。

「購入単価」欄には、入力した包装単位当たりの単価を入力して下さい。
例えば、100錠包装で購入した場合には、100錠包装当たりの単価を入力して下さい。
(ここで記入する価格は、最終的に妥結された価格であり、暫定的な価格ではありません。最終的に価格が妥結されていない品目は調査の対象外となります。)

GS1コード(購入包装単位)又はJANコードを記載できない場合(医薬品コードを入力する場合は)、「購入包装単位」の欄も入力して下さい。

「税抜・税込」欄は、入力した購入単価が消費税を含まない場合(外税)は「1」を記入し、消費税を含む場合(内税)は「2」を入力して下さい。

(別紙 2)

紙面での報告による場合の記入方法

(医療機関・保険薬局用)

○ 紙面様式

都道府県番号		客 体 番 号		ページ数		ページ					
品名	規格	容量	GS1コード(購入包装単位)、JANコード又は医薬品コード	購入包装単位		購入単価 (GS1コード又はJANコード等の購入包装単位当たりの単価)	購入数量 (GS1コード又はJANコード等の購入包装単位当たりの数量)	税抜・税込	購入先の卸売販売業者情報		
				略号	略号				卸売販売業者コード	卸売販売業者名	本店・営業所名

記入上の注意事項

- (1) この調査における購入とは、現金受領の如何を問いませんが、9月末日以降の調査実施時点において、最終的に価格が決定して、その代価の受領を前提として実際に購入した場合をいいます。**調査実施時点で最終的な価格が決定していない未妥結、暫定的な価格による妥結及び代価の受領を要しない試供品は含みません。そのため、最終的に価格が妥結されていない品目は調査の対象外となります。**
- (2) 「都道府県番号」欄は、**第 I 票に記載されている都道府県番号**を記入して下さい。
- (3) 「客体番号」欄は、**第 I 票に記載されている客体番号**を記入して下さい。
- (4) 「ページ数」欄は、記入した第 II 票の全部に一連のページ数を付して下さい。
- (5) 「品名」欄には、商品名(銘柄名)を記入して下さい。特に日本薬局方収載医薬品については、「品名」欄の左枠内に「局」と記入し、銘柄名ではなく日本薬局方名(正名)を正しく記入して下さい。**ただし、(8)のGS1コード(購入包装単位)、JANコード又は医薬品コードを記入する場合は、本欄を記入する必要はありません。**
- (6) 「規格」欄の記入は、原則として次によって下さい。**ただし、(8)のGS1コード(購入包装単位)、JANコード又は医薬品コードを記入する場合は、本欄を記入する必要はありません。**
 - ア 内服薬の場合
 - i 散剤、顆粒剤・・・有効成分の濃度(％、1g中のmg等)
 - ii 錠剤、カプセル剤・・・1個中の有効成分の含有量(mg、単位等)
 - iii 液剤・・・有効成分の濃度(％、1g中のmg等)
 - イ 注射剤の場合
 - i 注射液・・・有効成分の濃度(％)(ただし、ビタミン剤、ホルモン剤、抗生物質製剤等の場合は、有効成分の含有量で規格が表される場合がありますが、この場合は1容器当たりの含有量を記入して下さい。)
 - ii 粉末注射薬・・・有効成分の含有量(mg、単位等)
 - ウ 外用薬の場合
 - i 坐薬、錠剤等の固形製剤・・・1個中の有効成分の含有量(mg、単位等)

- ii 軟膏剤、液剤・・・・・・・・有効成分の濃度（%、1g中のmg等）（ただし、ビタミン剤、ホルモン剤、抗生物質製剤等の場合は、有効成分の含有量で規格が表される場合がありますが、この場合は1容器当たりの含有量を記入して下さい。）
- エ 配合剤（2以上の有効成分を含む製剤）の場合
原則として本欄に記入する必要はありません。

(7) 「容量」欄には、注射薬について1容器中の容量を記入して下さい。なお、その記入単位は原則として次によって下さい。**ただし、(8)のGS1コード、JANコード又は医薬品コードを記入する場合は、本欄を記入する必要はありません。**

- ア 注射液・・・・・・・・mL
- イ 放射性医薬品・・・・・・・・MBq

(8) 「GS1コード(購入包装単位)、JANコード又は医薬品コード」欄には、**原則として149又は145で始まる14桁の「GS1コード」、若しくは49又は45で始まる13桁の「JANコード」による入力を行って下さい。**ただし、「GS1コード」「JANコード」による報告ができない場合に限り、12桁の「医薬品コード」による入力で構いません。各コードについては、CD-Rに格納されている「薬価基準収載医薬品コード表」ファイルをご参照の上、記入して下さい。**各コードでの記載ができない場合は、「品名」「規格」「容量」「購入包装単位」欄の記入が必要です。**

なお、同一品目が連続するときは、コードの記入に代えて次例の表示により記載を省略することができます。

(例) 医薬品コード番号4419121K4380の品目が3行続く場合

4	4	1	9	1	2	1	K	4	3	8	0

(9) 「購入包装単位」欄には、購入した包装単位をその単位の種類ごとに記入して下さい。**ただし、(8)のGS1コード又はJANコードを記入する場合は、本欄を記入する必要はありません。医薬品コードを記載する場合は、本欄の記入が必要です。**

例えば、ある同一の内用薬を100錠入り又は1,000錠入りという包装単位で購入した場合、100T、1,000Tが購入包装単位となります。また同様に注射薬を10管入り又は5瓶×10個という包装単位で購入した場合、10A、5B×10個が購入包装単位となります。さらに外用薬についても同様に30g入り又は3g×10本入りという包装単位で購入した場合、30g、3g×10本が購入包装単位となります。

記入に当たっては、**同一の医薬品であっても包装単位ごとに別の行に、また、同一の包装単位でも包装単位の単価が異なる場合は、別の行に記入して下さい。**

なお、その記入単位は原則として次によって下さい。この場合、()内の略号(例：錠はT、カプセルはP)を示してあるものは必ずこの略号を用いて「購入包装単位の略号」欄に記入して下さい。

- ① 粉末、散剤、顆粒剤等・・・g
- ② 錠剤・・・・・・・・錠 (T)
- ③ カプセル剤・・・・・・・・カプセル (P)
- ④ 内用液剤・・・・mL
- ⑤ 注射薬・・・・・・・・管 (A)、バイアル (V)、瓶 (B)
又はこれと個数の組合せ・・・(例：5B×10個)
- ⑥ 軟膏・・・・・・・・g又はこれと個数の組合せ(例：5g×10本)
- ⑦ 点眼液、外用液剤・・・・mL又はこれと個数の組合せ(例：5mL×5本)
- ⑧ 坐薬・・・・・・・・個

- (10) 「購入単価」欄は、購入包装単位（GS1コード、JANコード単位又は入力した購入包装単位）当たりの購入単価を記入して下さい。同一の医薬品で同一の包装単位であっても購入包装単位当たりの価格が異なる場合は、別の行に記入して下さい。
（ここで記入する価格は、最終的に妥結された価格であり、暫定的な価格ではございません。暫定的な価格のみで最終的に価格が妥結されていない品目は調査の対象外となります。）

100錠包装で購入した場合には、100錠包装当たりの単価を記入し、1錠単位に割り戻しての価格を入力する必要はありません。また、消費税の取扱いについては、(12)をご確認の上で記入してください。

- (11) 「購入数量」欄は、(10)の購入包装単位当たりの価格で購入した製品（GS1コード、JANコード単位又は入力した購入包装単位の製品）の数量を記入して下さい。

例えば、100錠包装の製品5個を購入した場合には、「購入数量」欄に「5」と記入して下さい。

記入に当たっては、同一の医薬品であっても包装単位ごとに別の行に、また、同一の包装単位でも包装単位の単価が異なる場合は、別の行に記入して下さい。

- (12) 「税抜・税込」欄は、(10)で記入した購入包装単位当たりの価格が消費税を含まない場合（外税）は「1」を記入し、消費税を含む場合（内税）は「2」を記入して下さい。

例えば、100錠包装の製品で包装単位当たり価格が1000円（外税）又は1100円（内税）である場合、「消費税」欄を「1」（外税）として「包装単位当たり価格」欄を「1000円」と記入するか、又は「消費税」欄を「2」（内税）として「包装単位当たり価格」欄を「1100円」と記入してください。

- (13) 「購入先の卸売販売業者情報」（卸売販売業者コード、卸売販売業者名、本店・営業所名）欄は、以下の方法で記入してください。

※なお、同一の卸売販売業者が連続するときは、記入例や(8)の例示の表示のように記入を省略することもできます。

ア CD-Rに格納されている「卸売販売業者リスト」から購入先の卸売販売業者情報を検索し、「卸売販売業者コード」を記入して下さい。「卸売販売業者コード」を記入した場合、「卸売販売業者名」、「本店・営業所名」欄の記入は不要です。

イ 卸売販売業者リストに購入先の卸売販売業者が存在しない場合は、卸売販売業者リストによることなく、「卸売販売業者名」、「本店・営業所名」を記入して下さい。この場合、「卸売販売業者コード」の記入は不要です。

ウ 購入先の卸売販売業者情報を記入することが困難な事情がある場合は、調査担当者（コールセンター）にご相談ください。

- (14) 第Ⅱ票を紙面で報告される場合は、第Ⅱ票の提出枚数を第Ⅰ票に記載し、第Ⅰ票とともに第Ⅰ票に記載の調査担当者あて提出願います。

調査票に添付されている「記入例」も参考にして下さい。

(別紙3)

政府統計共同利用システム（オンライン）での報告による場合の入力方法
（医療機関・保険薬局用）

作成手順

- (1) 同封してあるCD-Rの「医療機関・保険薬局（令和4年9月調査）.xls」ファイルにおいて、別紙1「CD-Rでの報告による場合の入力方法」をご参照の上でデータを作成してください。その後、「医薬品価格調査プログラム操作マニュアル」をご参照の上で、同封してあるCD-Rの「医薬品価格調査プログラム」を利用して報告ファイルをご作成いただき、政府統計共同利用システム（オンライン）にてご報告下さい。
- (2) 政府統計共同利用システム（オンライン）による報告の場合、調査票・第I、調査票・第II及びCD-Rの提出は不要です。

Ⅲ 医薬品価格調査でよくあるご質問

ご質問	回答
○法人番号とは何か。	○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁が法人に対して通知している番号になります。 法人番号が不明な場合、国税庁 HP の法人番号公表サイトで検索することができます。 (https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/) 「法人番号 検索」で検索いただければ、上記 HP を見つけることができます。
○個人事業者等であり、法人番号がない場合どうしたらよいか。	○法人番号がない場合、「法人番号」欄は記載せず、下段に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。
○何を提出したらよいか。	○「調査実施にあたって」の「Ⅱ 調査票の提出方法」をご参照下さい。
○医療用医薬品を扱っていない場合、どのように対応したらよいか。	○調査票・第Ⅰの「法人番号」及び「記入担当者名」を記入してください。また、調査票・第Ⅰの「取引等の状況と提出方法」の「2. 調査対象期間内に医療用医薬品を購入していない」に <input checked="" type="checkbox"/> をつけて、調査票・第Ⅰのみ返信用封筒にて提出してください。 ○メールによる提出を希望される場合は、上記と同様の方法で調査票・第Ⅰに記入し、PDFファイル等に変換の上、調査票・第Ⅰの「調査票提出先」に記載しているメールアドレスに提出してください。(郵送は不要)
○すでに廃業しているが、どのようにしたらよいか。	○調査票・第Ⅰの余白に「廃業」である旨を記載して、調査票・第Ⅰのみ返信用封筒にてご提出ください。なお、記載した調査票・第ⅠをPDFファイル等に変換の上、調査票・第Ⅰの「調査票提出先」に記載しているメールアドレス宛てに提出いただくことも可能です。

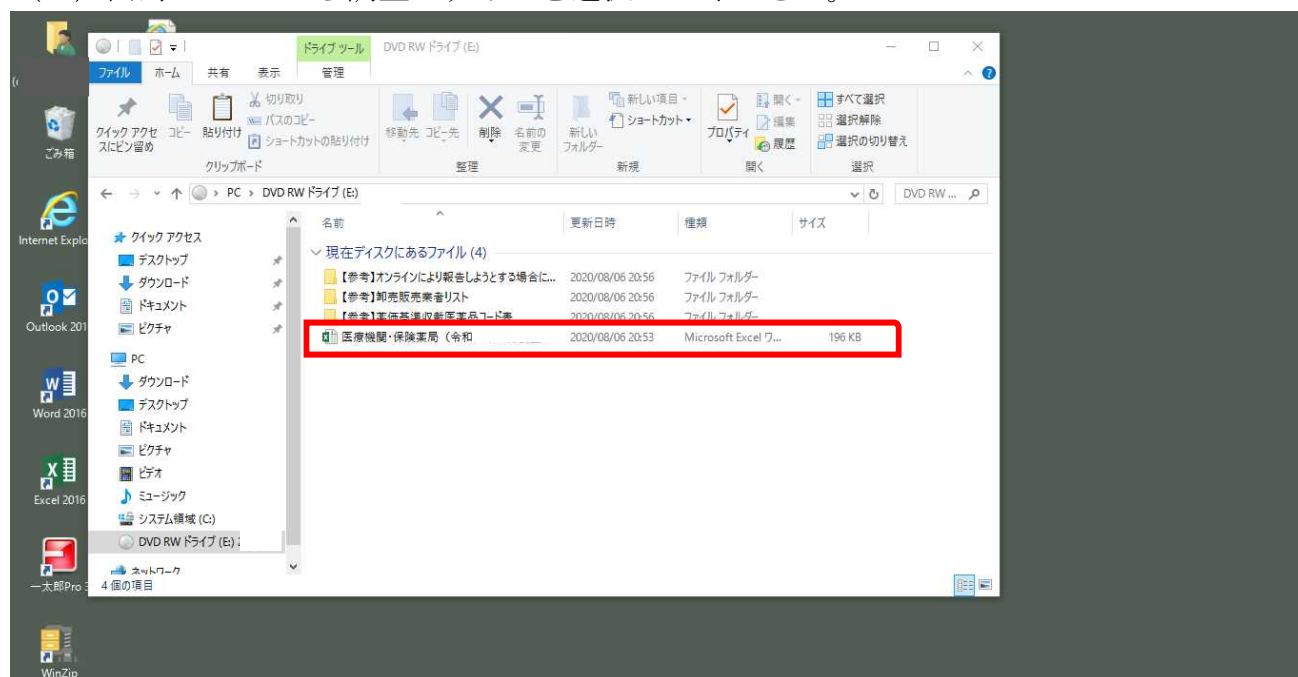
○包装単位から分割して購入しているが、どのように報告したらよいか。	○医療機関・保険薬局による分割購入については、どの包装単位（GS1 コード、JAN コード）から分割されたかわからないと思いますので、報告不要です。
○GS1 コードやJAN コードの検索可能な電子媒体はあるか。	○同封した CD-R に「薬価基準収載医薬品コード表」を格納しておりますので、適宜コード検索やコードのコピー等にご使用下さい。
○一般用医薬品等の薬価基準収載医薬品コード表にない医薬品は報告しなくてよいか。	○薬価基準収載医薬品コード表にない医薬品は、調査対象外になりますので、報告は不要です。
○GS1 コード、JAN コードなど複数のコードでの報告が混在してもよいか。	○複数のコードでの報告が混在しても支障ございません。
○紙の調査票第Ⅱが足りないがコピーしてもよいか。	○コピーして使用いただいて支障ございません。また、調査票提出先にご連絡いただけましたら、追加で調査票・第Ⅱを送付させていただきます。
○CD-R のエクセル票の行が足りないが、行の挿入をしてもよいか。	○行の挿入をしていただいて支障ございません。
○CD-R にデータの上書き保存をしようとしたが、「空き容量がいっぱいです。」等が表示され、うまく保存ができないが、どのように対応したらよいか。	○「Ⅳ CD-R へのファイルの保存方法」をご参照の上で保存してください。その上で保存ができない場合、PC 上で何かしらの制限がなされている可能性があります。調査票の提出先に記載された調査担当者（コールセンター）のメールアドレスへ提出いただくか、お手持ちの電子媒体に保存いただいて送付するかお願いします。
○CD-R ラベルの調査データ件数は、何の数字を記載するのか。	○調査票第Ⅱ（CD-R）に入力したデータの件数（行数）になります。
○セキュリティーの関係でCD-Rを使用することができないがどのようにしたらよいか。	○調査票の提出先に記載された調査担当者（コールセンター）にご連絡いただければ、メールにて調査票を送付いたします。報告方法については、調査票の提出先に記載された調査担当者（コールセンター）のメールアドレスへ送付いただくか、お手持ちの電子媒体に保存いただいて送付するかお願いします。

IV CD-R へのファイルの保存方法

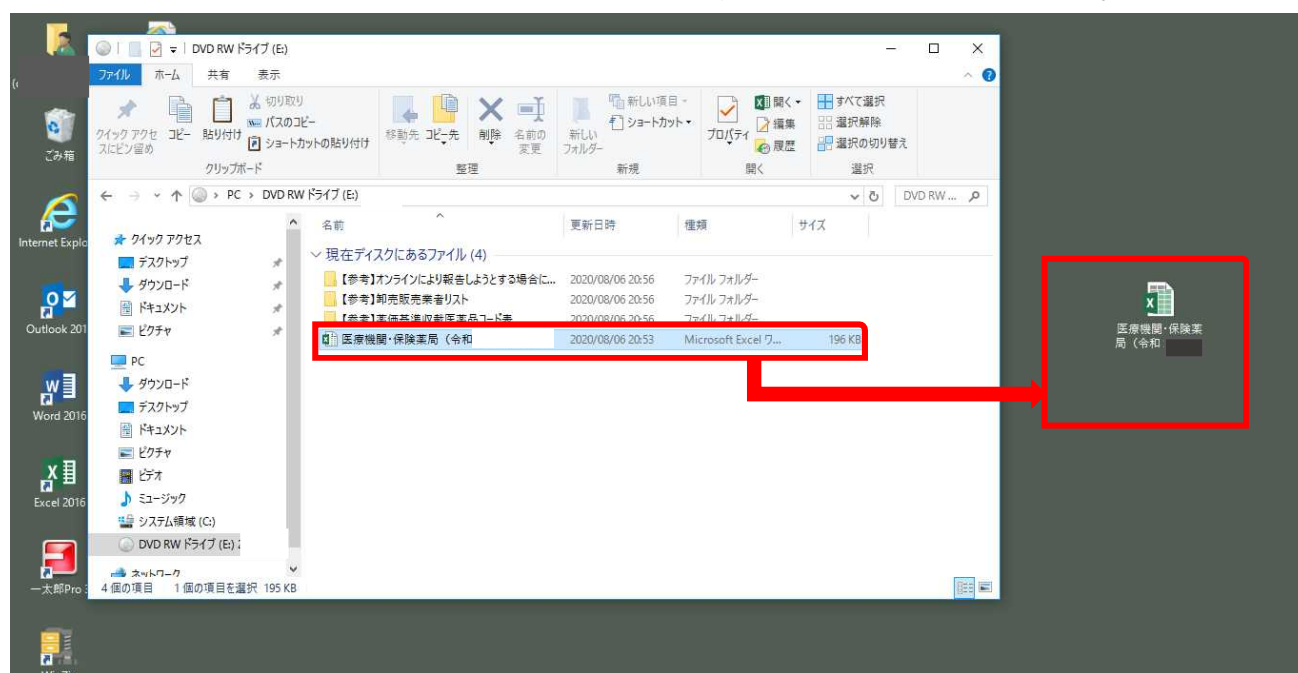
CD-R に格納されているファイルにデータを入力し、入力したファイルを CD-R に保存するまでの流れは、以下のとおりです。

※Windows のバージョン等により画面や操作が若干異なりますので、ご注意ください。

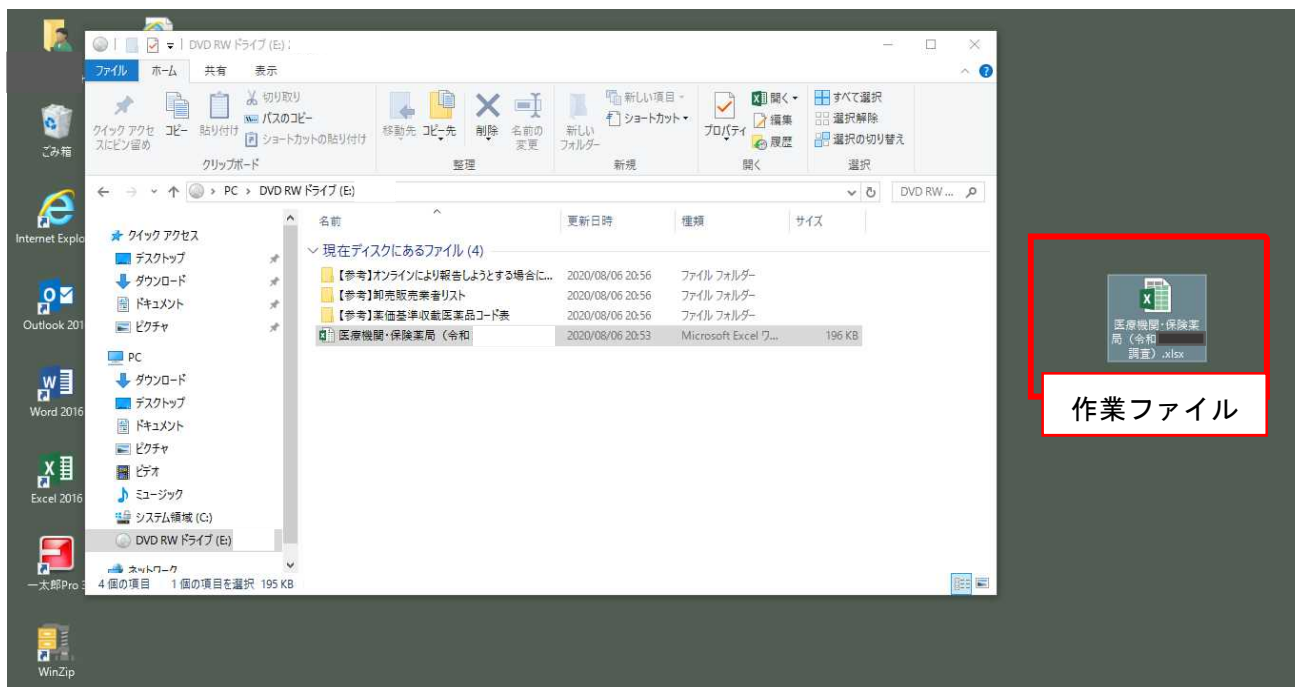
(1) 同封の CD-R から調査ファイルを選択してください。



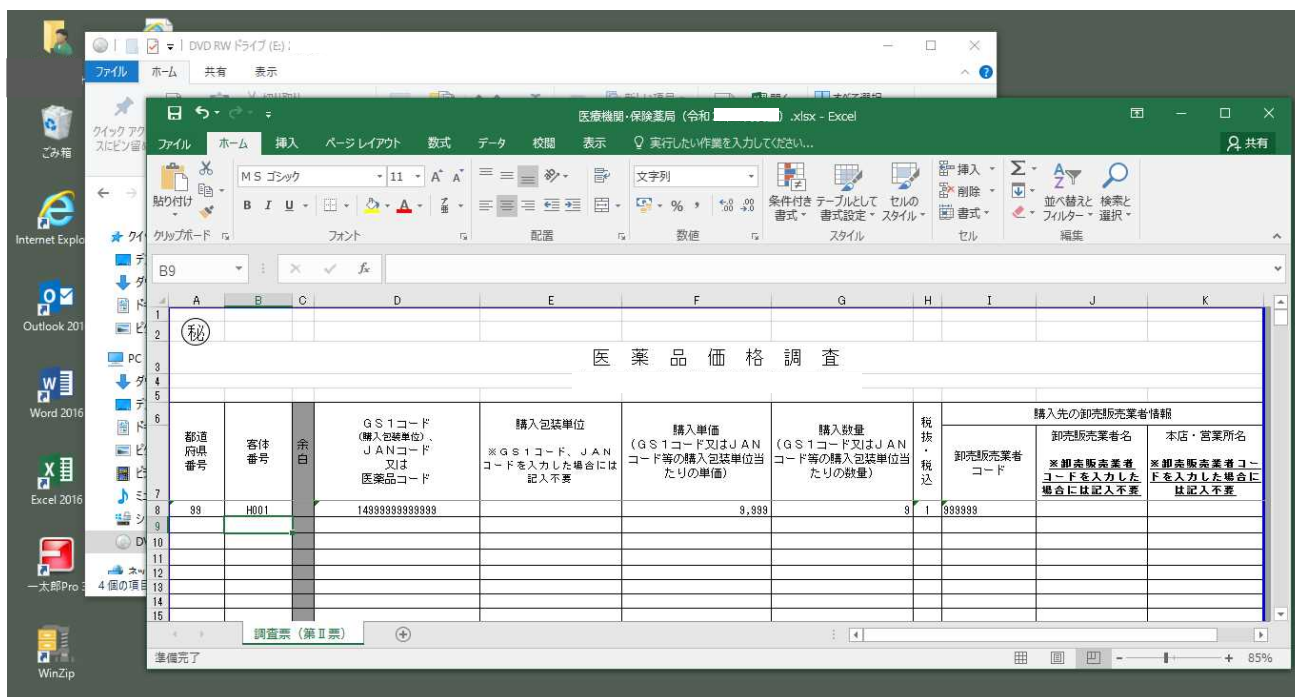
(2) 同ファイルをいったんデスクトップ等に保存 (コピー) してください。



(3) デスクトップ等に保存したファイルにデータ入力作業をしてください。



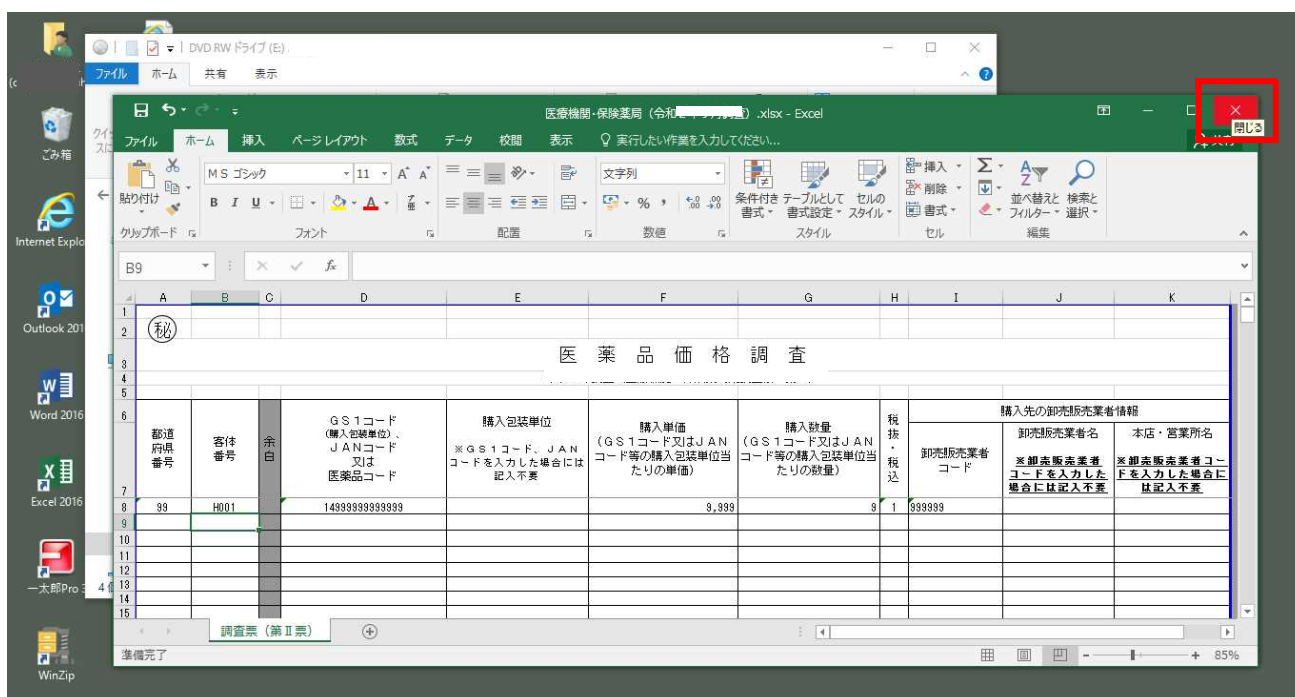
(4) データは入力方法を参照して半角で入力してください。



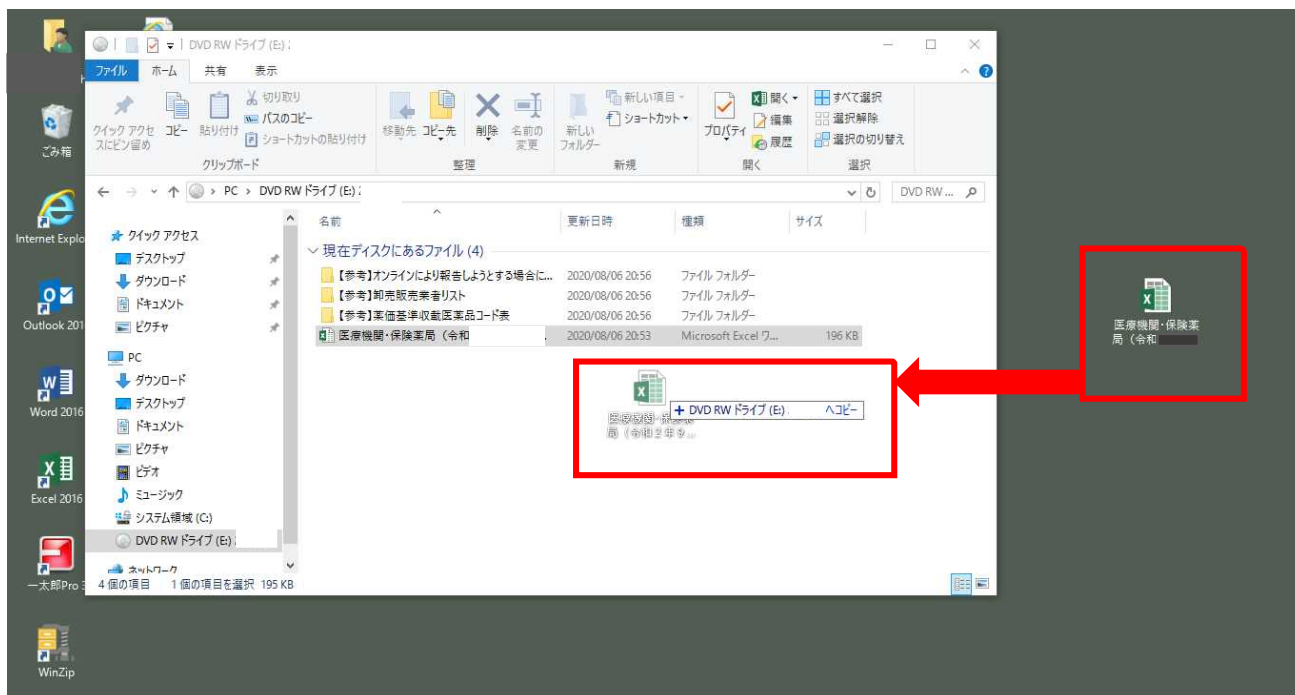
(5) データの入力作業が終了しましたら、上書き保存をしてください。



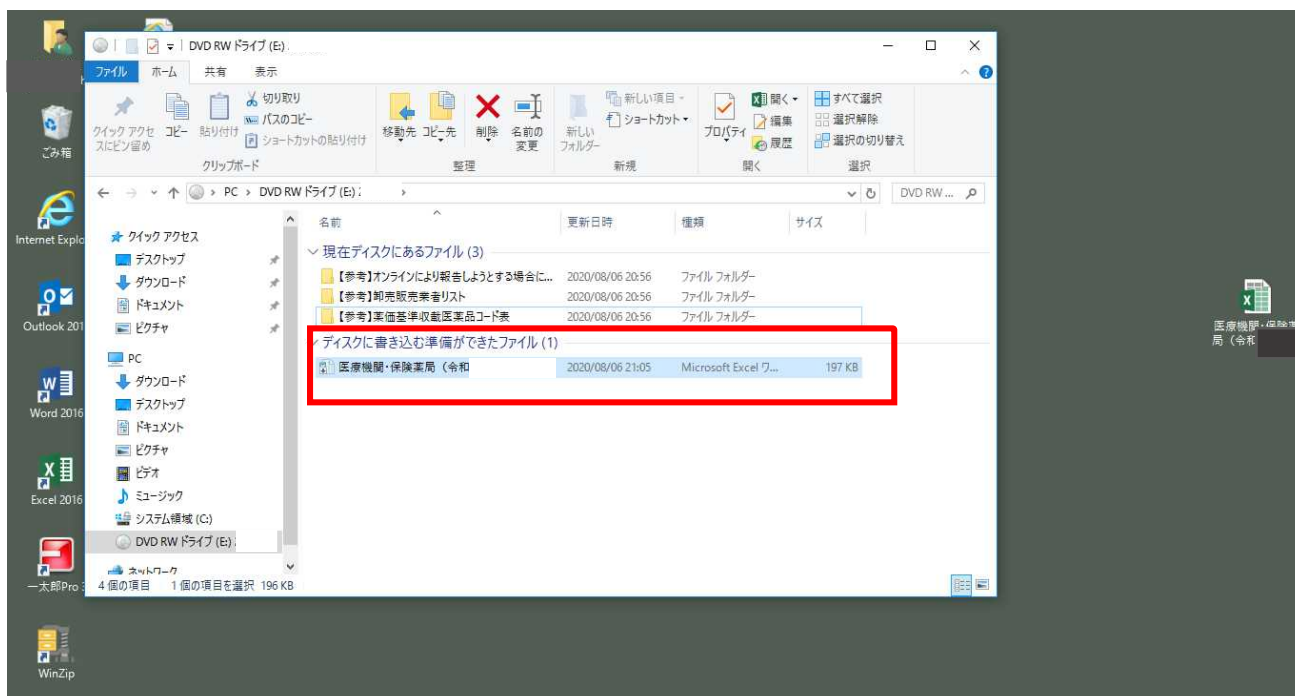
(6) 上書き保存が完了しましたら、ファイルを閉じてください。



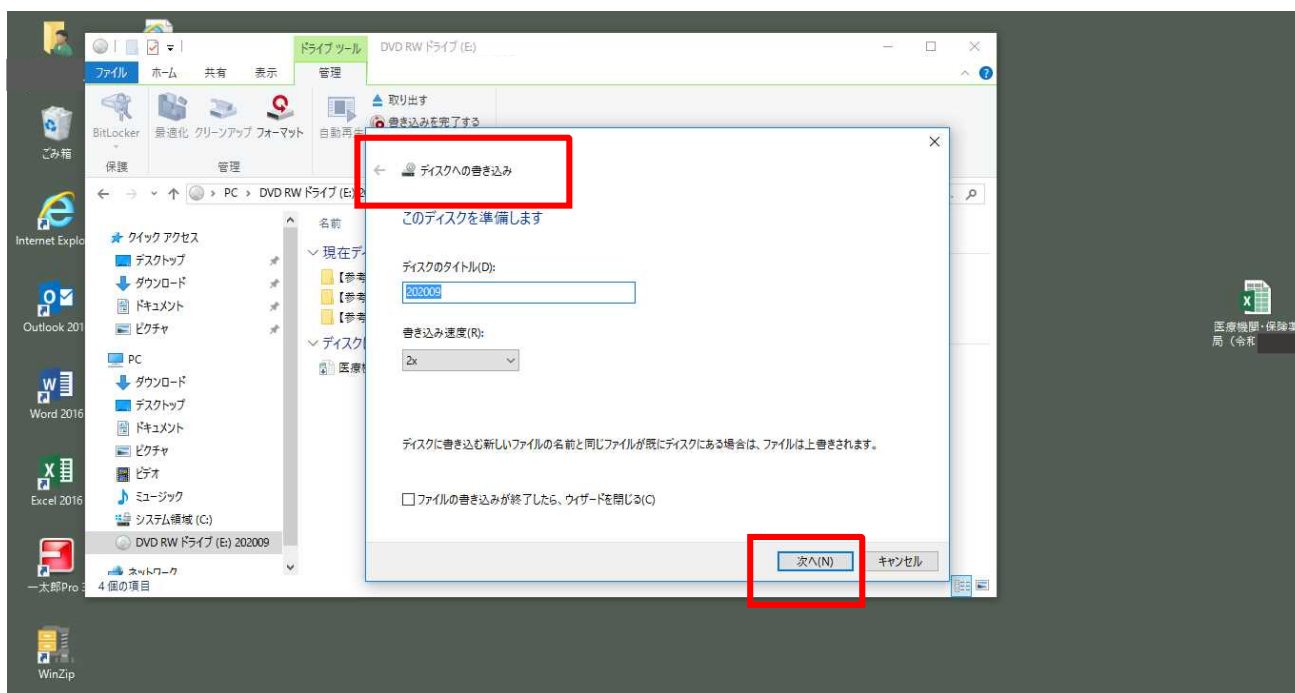
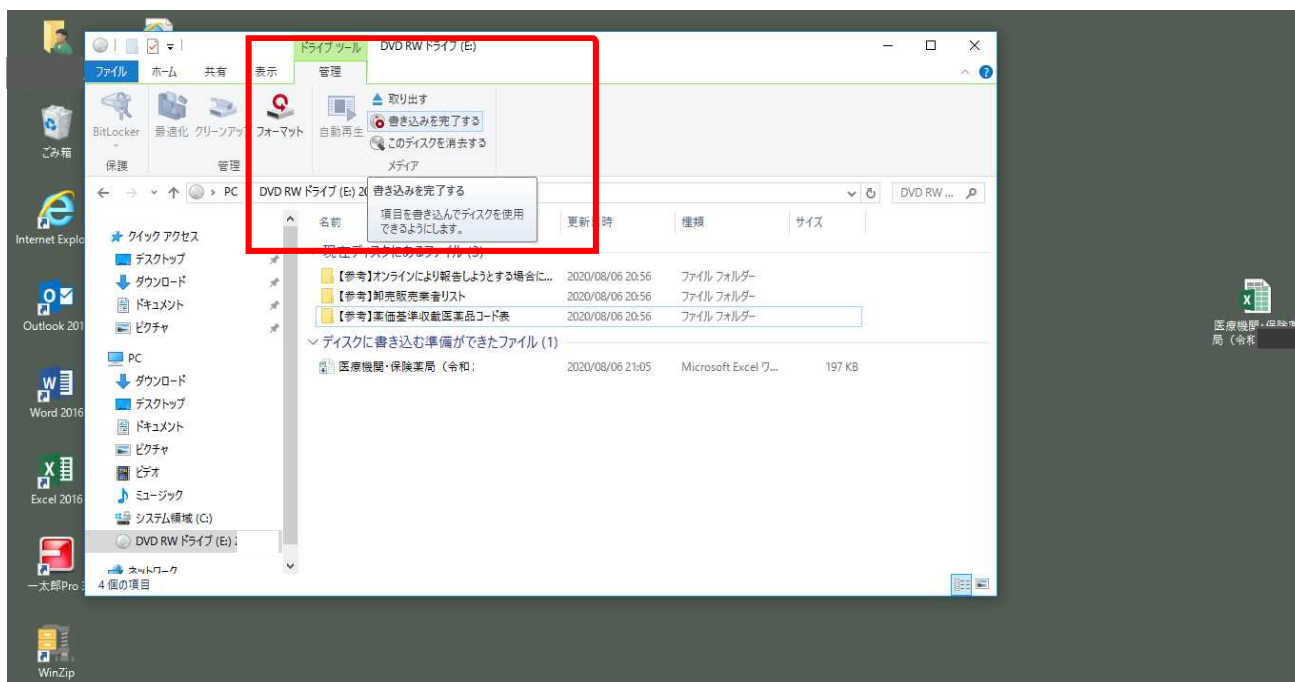
(7) 保存したファイルを CD-R に保存 (コピー) してください。



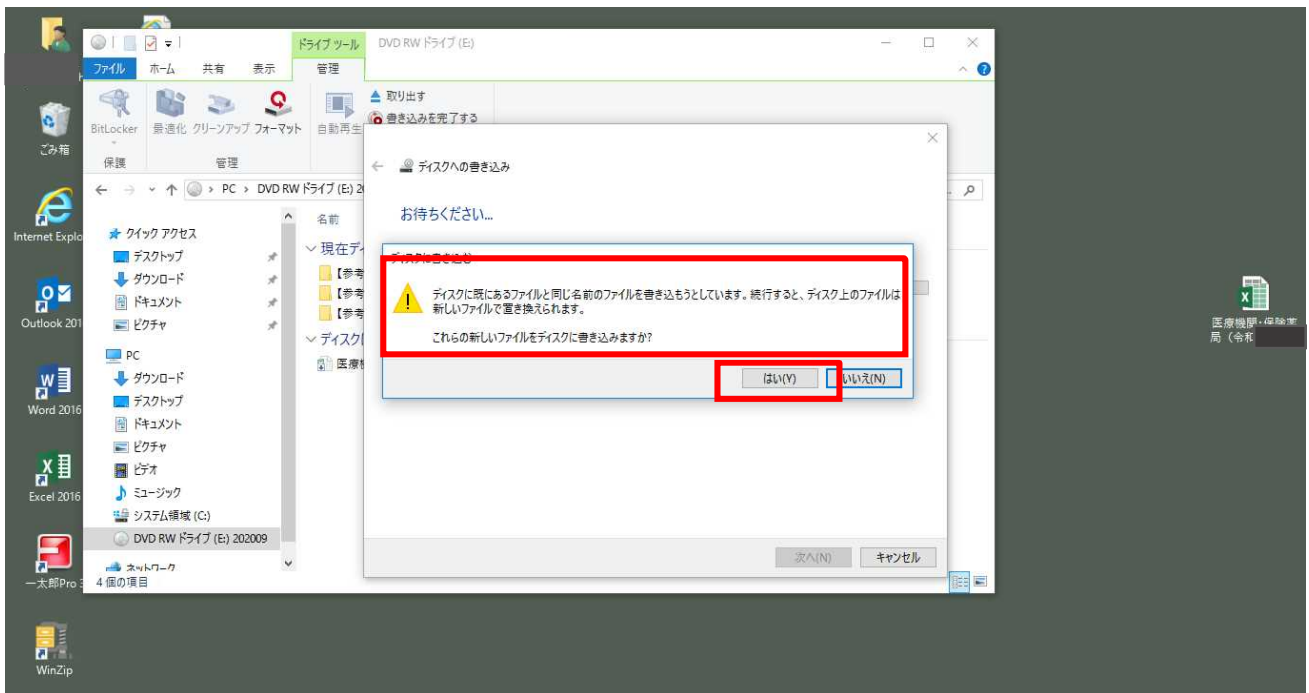
(8) 「ディスクに書き込む準備ができたファイル」にリストされますが、まだ CD-R への保存は完了していません。



(9) 「管理」－「書き込みを完了する」を行い、ディスクへの書き込みを行います。



(10) 同じ名前のファイルでファイルを置き換えて書き込んで支障ございません。



(11) ファイルが正しく CD-R に書き込まれたことを確認して、保存完了となります。



医薬品価格調査は、 オンライン報告ができます。

「政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）」を利用したオンライン報告ができるようになりました。

オンライン報告するためには、利用環境が整っている必要があります。

<動作環境>

OSとExcelが下記の○印のいずれかの組み合わせであることが必要です。

	Window7 (32bit)	Window7 (64bit)	Window8.1 (32bit)	Window8.1 (64bit)
Excel2010(32bit)	○	○	○	○
Excel2010(64bit)	—	○	—	○
Excel2013(32bit)	○	○	○	○
Excel2013(64bit)	—	○	—	○

オンライン報告するためのプログラムは、同封している CD-R の中にあります。

オンライン報告に必要な調査対象者 ID などは、調査票 I に記載されていますので、ご確認ください。

操作マニュアルを見ながら、調査票の作成・提出をお願いします。

医薬品価格調査プログラム操作マニュアルに調査票の作成から提出まで記載されていますので、ご参照いただきながら、調査票の作成・提出をお願いします。

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課薬価係

医薬品価格調査プログラム 操作マニュアル

目 次

1. 医薬品価格調査プログラムの概要	27
1. 1. 医薬品価格調査プログラムについて	27
2. 医薬品価格調査プログラムの動作環境等	27
2. 1. 動作環境	27
2. 2. 処理速度	28
3. 医薬品価格調査プログラムを使用するの提出用回答データを作成するには	28
3. 1. 医薬品価格調査プログラム取り込み用ファイルを別途作成して一括入力	28
3. 1. 1. 一括取り込みによる提出用回答データ作成の概要	29
3. 1. 2. 取り込みデータを準備	30
4. メイン画面を操作	31
4. 1. 都道府県名、客体番号、法人番号	31
4. 2. 購入履歴の選択について	31
4. 2. 1. 調査対象期間内に医療用医薬品の購入をしている場合	31
4. 2. 2. 調査対象期間内に医療用医薬品の購入をしていない場合	31
4. 3. 「ファイル取り込み」ボタン	32
4. 4. データチェック	33
4. 5. 回答データ表示領域	35
4. 6. メイン画面で回答データを入力	36
4. 7. 回答データの不要行を削除	38
4. 8. オンライン調査用ファイル作成	39
4. 9. 終了ボタン	42
5. オンライン調査用ファイル	43
5. 1. オンライン調査用ファイルのアップロード	43
5. 2. ログアウトボタン	47

1. 医薬品価格調査プログラムの概要

1. 1. 医薬品価格調査プログラムについて

医薬品価格調査プログラムは、流通上で使用されている医薬品の「コード」、「購入包装単位」、「購入単価」、「購入数量」等の情報から調査対象である製品を簡単かつ明瞭に特定して回答ができるよう、医薬品価格調査の省力化、効率化を図るために作成されたプログラムです。

本プログラムは動作環境に Microsoft Excel を採用し、利用しやすさを追求しました。本プログラムを用いることによりお持ちの購入データを提出用データとして自動的に一括処理することができます。省力化、効率化を図るためにも是非ご活用いただきたいと思えます。

2. 医薬品価格調査プログラムの動作環境等

2. 1. 動作環境

医薬品価格調査プログラムが動作環境は以下の通りです。

以下の内容を満たす Windows パソコンを準備します。

動作環境

- ・ハードウェア
- ・ソフトウェア

OSとエクセルが下記の○印のいずれかの組み合わせであること。

	Window7 (32bit)	Window7 (64bit)	Window8.1 (32bit)	Window8.1 (64bit)
Excel2010(32bit)	○	○	○	○
Excel2010(64bit)	—	○	—	○
Excel2013(32bit)	○	○	○	○
Excel2013(64bit)	—	○	—	○

※医薬品価格調査プログラムは 64bit 版 Excel2010、Excel2013 で動作するようになりました。
(OS が 64bit で、Excel2010 が 32bit 版 または Excel2013 が 32bit 版の場合も動作します。)

※Excel2007 及び以前のバージョンのエクセルは、すでにマイクロソフトのサポートが終了しています。そのため障害対応などに支障が生じる可能性があるため、できる限り使用をお控え頂くようお願いいたします。

ディスク空き容量：300MB 以上

なお、本書の説明で使用している画面の図（デザイン）は、Windows 7 で動作する Excel2010 の場合です。使用されるアプリケーションや OS バージョンにより異なった画面が表示されます。機能や操作上では大きな違いはありませんので予めご了承ください。

記載されている会社名、製品名は、各社の商標および登録商標です。

2. 2. 処理速度

医薬品価格調査プログラムの処理速度の一例を以下に示します。なお、パソコンの性能やデータによって処理速度は大幅に変化するため、参考例とお考えください。

	CSV ファイル取り込み	チェック	上書保存	回答ファイル作成
PC1	8 秒	58 秒	14 秒	9 秒

条件：

データ： データ：4790 件の模擬 CSV データ

PC1： OS： Windows 7SP1、 OA ソフト： Office2010

メモリ： 4G バイト、 CPU： Intel Core2Duo E7500 (2.93GHz)

3. 医薬品価格調査プログラムを使用しての提出用回答データを作成するには

医薬品価格調査プログラムを使用しての提出用回答データ作成方法は 2 種類あります。

※下記①の作成方法の方がデータ入力が容易であるため、①での作成をおすすめします。

① 医薬品価格調査プログラム取り込み用ファイルを別途作成して一括入力する方法

CD-R に格納されている「医療機関・保険薬局用（令和 4 年 9 月調査）」EXCEL ファイルに予めデータを入力し、医薬品価格調査プログラムに一括取り込みを行う方法

「3. 1 医薬品価格調査プログラム取り込み用ファイルを別途作成して一括入力する」より参照。

② 一件ずつ医薬品を選択して入力する方法

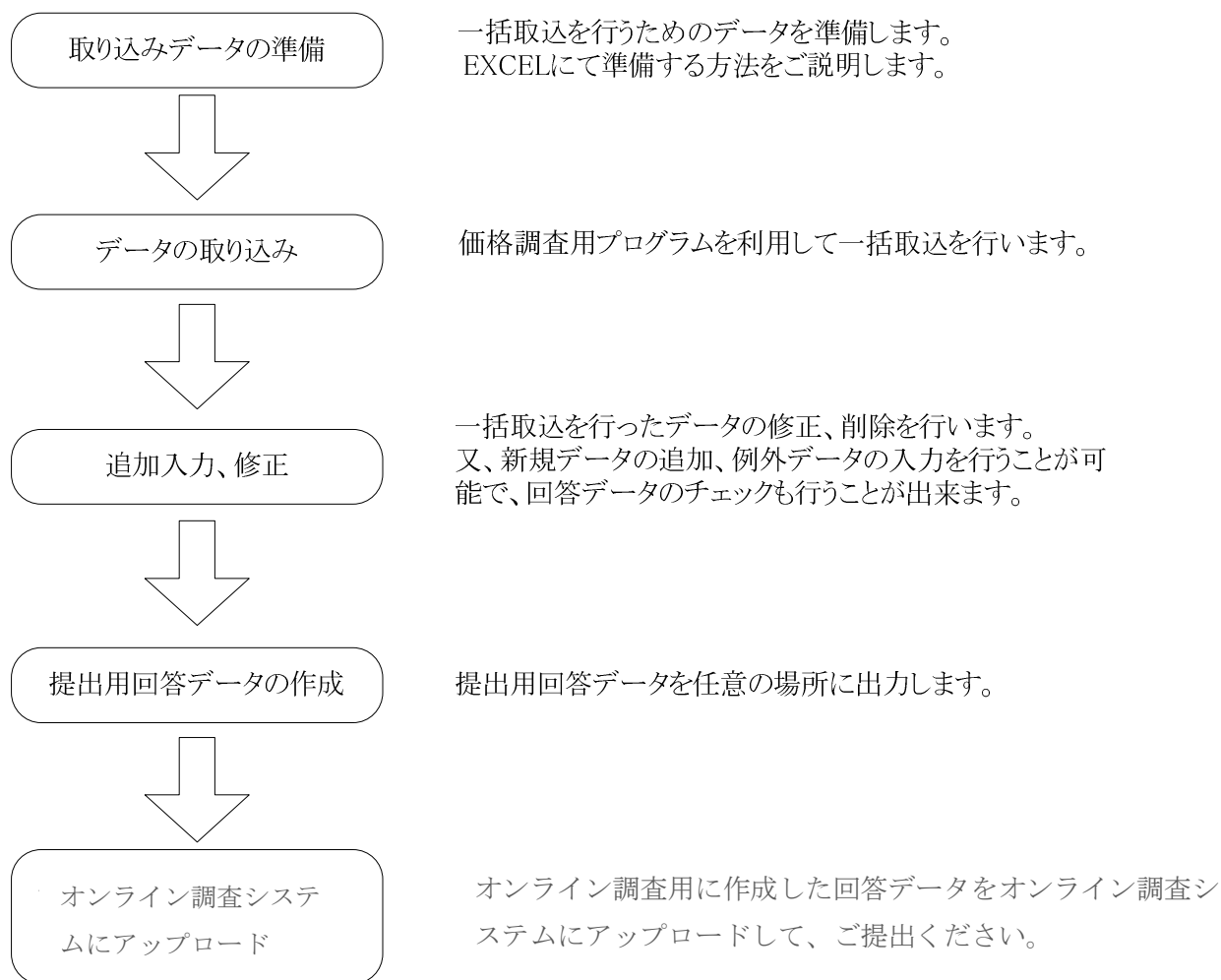
医薬品価格調査プログラムにて直接製品情報を入力します。

「4. 6 メイン画面で回答データを入力する。」より参照。

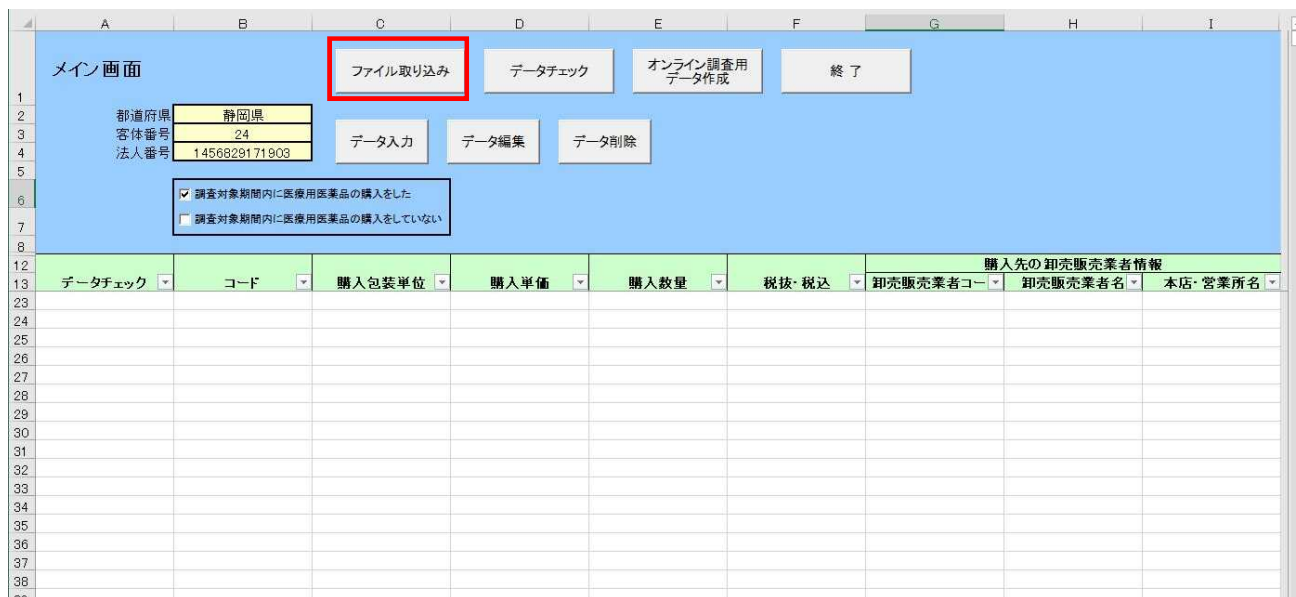
3. 1. 医薬品価格調査プログラム取り込み用ファイルを別途作成して一括入力

取引実績を予め CD-R に格納されている「医療機関・保険薬局用（令和 4 年 9 月調査）」EXCEL ファイルに入力し、取り込み用ファイルを作成し、一括取り込みを行うことにより、作業の効率化を図ることができます。

3. 1. 1. 一括取り込みによる提出用回答データ作成の概要



4.3. 「ファイル取り込み」ボタン



「ファイル取り込み」ボタンをクリックすると、ファイルを選択するダイアログが表示されます。取り込み対象ファイルを選択し、「開く」ボタンをクリックします。EXCEL ファイルの入力内容がメイン画面に取り込まれます。

4. 4. データチェック

提出用回答データを作成するにあたっては、必須項目、入力内容、金額など医薬品価格調査プログラムにはいくつかのチェック機能が備わっています。「チェック」ボタンをクリックしてください。

ファイル取り込んだ後、データチェックを行われていない場合、データチェック欄に「-」が表示されます。

チェック結果については、下の表のように表示されます。

○	×	-
正常データ（回答可）	異常データ（回答不可）	未チェック（回答不可）

チェック結果が「×」（異常データ）の場合は、下図のようなエラーメッセージが表示されます。

エラーメッセージ	エラーの原因
コード未入力	コードが入力されていない。
購入包装単位未入力	コードが 12 桁の場合で購入包装単位が入力されていない。
購入単価未入力	購入単価が入力されていない。
購入数量未入力	購入数量が入力されていない
コード桁数不正	コードが 12～14 桁で入力されていない。
購入単価桁数不正	数字 10 ケタ以上入力されている。
購入数量桁数不正	数字 7 ケタ以上入力されている。
購入数量を整数で入力	購入数量が少数で入力されている。
購入単価桁数を整数で入力	購入単価が少数で入力されている。
コードを半角英数字で入力	コードが全角で入力されている。
購入数量を 0 より大きい数字で入力	購入数量が 0 より小さい数字が入力されている。
税抜の場合「1」で入力、税込の場合「2」で入力	消費税が税抜の場合「1」、税込の場合「2」で入力されていない。
卸売販売業者コード不正入力	卸売販売業者コードを入力する場合は、5～6 桁で入力されていない。
卸売販売業者コードを半角英数字で入力	半角英数字以外で入力されている。

医薬品価格調査プログラム

メイン画面

ファイル取り込み **データチェック** オンライン調査用データ作成 終了

都道府県 静岡県
 客体番号 24
 法人番号 1456829171903

データ入力 データ編集 データ削除

調査対象期間内に医療用医薬品の購入をした
 調査対象期間内に医療用医薬品の購入をしていない

データチェック	コード	購入包装単位	購入単価	購入数量	税抜・税込	卸売販売業者コード	卸売販売業者名	本店・営業所名
-	49870282330		41372	4	2		ABCDE社	本店
-	49870282408		1640	2	2		ABCDE社	本店
-	49870282533		1468	2	2		ABCDE社	本店
-	498702825600773		109572	2	2		ABCDE社	栄本店
-	498702826652595		15136	1	1		ABCDE社	本店
-	498703503031717		26070	3			ABCDE社	本店
-	4987035184614		5276	4	1		ABCDE社	本店
-	4987035501213		13022	1	1		ABCDE社	本店
-	4987035501510		42530	2	1		ABCDE社	本店
-	4987035515616		2571	1	1		ABCDE社	
-	4987035540410		8829	1	1		ABCDE社	
-	4987035540618		23377	1	1		ABCDE社	
-	4987035553113		16542	1	1		ABCDE社	
-	4987039427229		2200	5	1		ABCDE社	西東京営業所
-	4987039429865		4013	1	1		ABCDE社	茨橋営業所
-	4987039435323		3159	1	1		ABCDE社	
-	4987039441133		24572	1	1			

「データチェック」ボタンをクリックすると問題のない行のデータチェック欄のマークは「-」から「○」に変わり、エラーがある場合データチェックとコードセルが赤くなり、エラー情報も表示されます。(下図を参照)

メイン画面

ファイル取り込み データチェック オンライン調査用データ作成 終了

都道府県 静岡県
 客体番号 24
 法人番号 1456829171903

データ入力 データ編集 データ削除

調査対象期間内に医療用医薬品の購入をした
 調査対象期間内に医療用医薬品の購入をしていない

データチェック	コード	購入包装単位	購入単価	購入数量	税抜・税込	卸売販売業者コード	卸売販売業者名	本店・営業所名
×[コード桁数不正]	49870282330		41372	4	2		ABCDE社	本店
×[コード桁数不正]	49870282408		1640	2	2		ABCDE社	本店
×[コード桁数不正]	49870282533		1468	2	2		ABCDE社	本店
×[コード桁数不正]	498702825600773		109572	2	2		ABCDE社	栄本店
×[税抜・税込未入力]	498702826652595		15136	1	1		ABCDE社	本店
×[税抜・税込未入力]	498703503031717		26070	3			ABCDE社	本店
○	4987035184614		5276	4	1		ABCDE社	本店
○	4987035501213		13022	1	1		ABCDE社	本店
○	4987035501510		42530	2	1		ABCDE社	本店
○	4987035515616		2571	1	1		ABCDE社	
○	4987035540410		8829	1	1		ABCDE社	
○	4987035540618		23377	1	1		ABCDE社	
○	4987035553113		16542	1	1		ABCDE社	
○	4987039427229		2200	5	1		ABCDE社	西東京営業所
○	4987039429865		4013	1	1		ABCDE社	茨橋営業所
○	4987039435323		3159	1	1		ABCDE社	
○	4987039441133		24572	1	1			

4. 5. 回答データ表示領域

入力したデータを表示します。

直接入力ではできません。選択・ボタン操作による削除のみ可能です。スクロールできるのは項目名表示枠より下の領域です。

メイン画面									
都道府県		静岡県	ファイル取り込み		データチェック		オンライン調査用 データ作成		終了
客体番号		24	データ入力		データ編集		データ削除		
法人番号		1456629171903							
<input checked="" type="checkbox"/> 調査対象期間内に医療用医薬品の購入をした。 <input type="checkbox"/> 調査対象期間内に医療用医薬品の購入をしていない									
購入先の卸売販売業者情報									
データチェック	コード	購入包装単位	購入単価	購入数量	税抜・税込	卸売販売業者コード	卸売販売業者名	本店・営業所名	
×[コード桁数不正]	498703860336		41372	4	2		ABCDE社	本店	
×[コード桁数不正]	498703860409		1640	2	2		ABCDE社	本店	
×[コード桁数不正]	498703860533		1468	2	2		ABCDE社	本店	
×[コード桁数不正]	49870386060779		109572	2	2		ABCDE社	栄本店	
×[税抜・税込未入力]	498702926652595		15136	1			ABCDE社	本店	
×[税抜・税込未入力]	498703503031717		26070	3			ABCDE社	本店	
○	4987035184614		5276	4	1		ABCDE社	本店	
○	4987035501213		13022	1	1		ABCDE社	本店	
○	4987035501510		42530	2	1		ABCDE社	本店	
○	4987035515616		2571	1	1		ABCDE社		
○	4987035540410		8829	1	1		ABCDE社		
○	4987035540618		23377	1	1		ABCDE社		
○	4987035553113		16542	1	1		ABCDE社		
○	4987039427229		2200	5	1		ABCDE社	西東京営業所	
○	4987039429865		4013	1	1		ABCDE社	茨橋営業所	
○	4987039435323		3159	1	1		ABCDE社		
○	4987039441133		24572	1	1		ABCDE社		

4. 6. メイン画面で回答データを入力

メイン画面で回答データの入力・修正が可能です。

データチェック	コード	購入包装単位	購入単価	購入数量	税抜・税込	卸売販売業者コード	卸売販売業者名	本店・営業所名
-	49870282330		41372	4	2		ABCDE社	本店
-	49870282403		1640	2	2		ABCDE社	本店
-	49870282533		1468	2	2		ABCDE社	本店
-	498702825600773		109572	2	2		ABCDE社	栄本店
-	498702826652595		15136	1			ABCDE社	本店
-	498703503031717		26070	3			ABCDE社	本店
-	4987035184614		5276	4	1		ABCDE社	本店
-	4987035501213		13022	1	1		ABCDE社	本店
-	4987035501510		42530	2	1		ABCDE社	本店
-	4987035515616		2571	1	1		ABCDE社	
-	4987035540410		8829	1	1		ABCDE社	
-	4987035540618		23377	1	1		ABCDE社	
-	4987035553113		16542	1	1		ABCDE社	
-	4987039427229		2200	5	1		ABCDE社	西東京営業所
-	4987039429865		4013	1	1		ABCDE社	茨橋営業所
-	4987039435323		3159	1	1		ABCDE社	
-	4987039441133		24572	1	1			

データを新規入力する時、「データ入力」ボタンをクリックしてください。

メイン画面のデータを編集したい場合、データを選択し、「データ編集」ボタンをクリックしてください。

下記のような入力画面が表示されます。(データ入力時空白で、データ編集時入力済みのデータが詳細画面に表示されます。)

詳細×

コード番号	<input type="text" value="1"/>
購入包装単位	<input type="text"/>
購入単価	<input type="text"/>
購入数量	<input type="text"/>
卸売販売業者情報 卸売販売業者コード	<input type="text"/>
卸売販売業者情報 卸売販売業者名	<input type="text"/>
卸売販売業者情報 本店・営業所	<input type="text"/>

消費税 税込 税抜

追加・更新

キャンセル

入力終了後、「追加・更新」ボタンをクリックするとメイン画面に反映されます。

* 同一品目で購入単価が異なる場合は、それぞれ入力してください。（コード番号もそれぞれ入力してください）。

4. 7. 回答データの不要行を削除

回答データ表示領域の削除したいデータを選択して、「データ削除」ボタンをクリックしてください。



確認メッセージが表示され、「OK」を選択すると削除されます。

キーボードの Shift キーまたは Ctrl キーを押下しながら複数選択削除も可能です。但し、回答データ表示領域以外は削除できません。

回答不可のデータがある場合は回答ファイルを作成することはできません。

回答不可の条件

- ・ コード番号が空白である場合
- ・ 販売単価または購入単価が 0 の場合
- ・ 入り数が 0 の場合
- ・ 販売数量または購入数量が 0 の場合

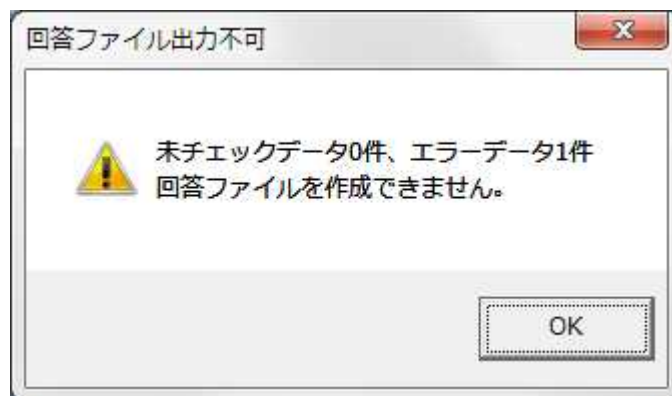
大量のデータを扱う場合、環境によっては 500 データ程度に分割して入力・チェックを繰り返したほうが安定して動作します。

4. 8. オンライン調査用ファイル作成

オンライン調査用ファイルを作成します。「オンライン調査用ファイル作成」ボタンをクリックしてください。



チェックを行っていない場合や、異常データがある場合は、出力不可のメッセージが表示されます。



すべての報告データが正常または警告であれば、出力確認メッセージが表示されます。



「はい」をクリックすると、オンライン調査用情報を入力するフォームが表示されます。
政府統計コード、実施時期コード、調査対象 ID、電子調査票 ID、キー項目が必須入力項目となります。

政府統計コード：00450153

実施時期コード：202109

調査対象 ID：調査票第 I に記載されています。

電子調査票 ID：004501530001

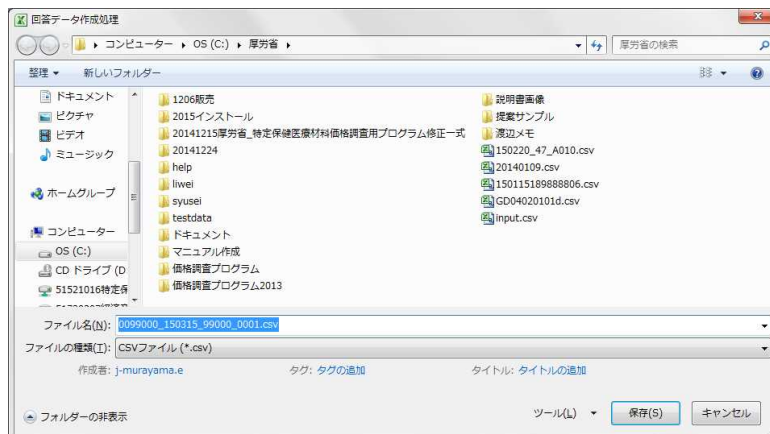
キー項目：Y

利用機関コード：00450

課室コード：0804

項目を入力し、ファイル作成ボタンをクリックしてください。

ファイル作成ボタンをクリックすると保存先とファイル名を指定する画面が表示されます。



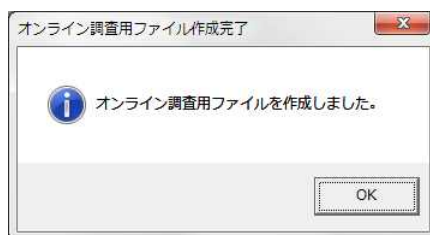
ファイル名は、自由に設定できますが、報告時は指定された名称を使用してください。

ファイル命名規約：電子調査票 ID_実施時期コード_利用機関コード_課室コード

例：004501530001_202109_00450_0804.csv

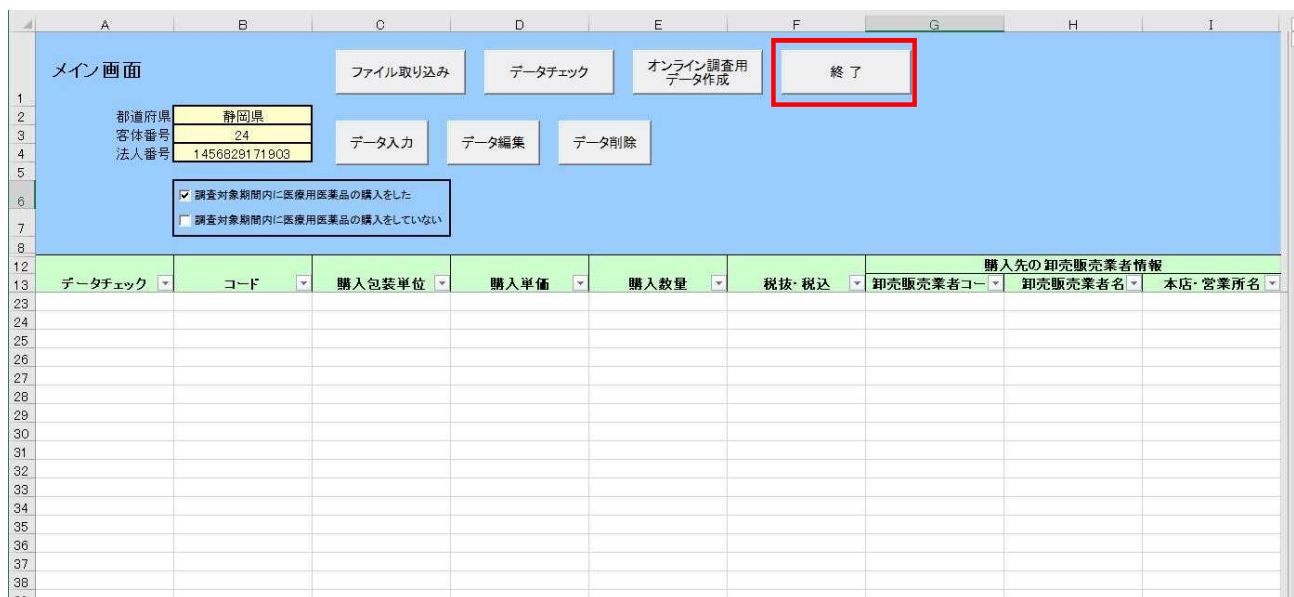
保存先を指定し、保存ボタンをクリックし、オンライン調査用ファイル作成を開始します。

ファイル作成完了する時、下記のようなメッセージが表示されます。



4.9. 終了ボタン

終了ボタンをクリックします。



「終了」をクリックすると入力した内容が自動的に保存され、ファイルが閉じます。

5. オンライン調査用ファイル

5.1. オンライン調査用ファイルのアップロード

作成したオンライン調査用のファイルを「政府統計オンライン調査総合窓口」にアップロードします。

「政府統計オンライン調査総合窓口」(<https://www.e-survey.go.jp/onlinec/login?lang=ja>) のサイトにアクセスする。



「政府統計コード」、「調査対象者 ID」、「パスワード」を用意し、ログインをします。

政府統計コード：プルダウンから「医薬品価格調査」(9NC9)を選択してください。

調査対象者 ID：調査票第 I に記載されています。

パスワード：調査票第 I に記載されています。

パスワード変更画面が表示され、画面の指示通りにパスワードを変更します。



パスワードが変更され、連絡先情報登録画面が表示され、連絡先を登録します。メールアドレスを登録しないと調査票の受付状況メールを受信できません。



「登録」ボタンをクリックし、登録確認画面が表示されます。「調査票一覧へ」ボタンをクリックします。



調査票一覧画面へ遷移します。「調査回答ファイルの一括送信」をクリックします。



回答の送信画面が表示されます。回答ファイルを選択し、「一括送信」ボタンをクリックし、回答ファイルを送信します。



回答送信完了しますと下記のような送信完了画面が表示されます。



受付完了後、登録したメールアドレスに調査票の受付状況を通知するメールが届きます。分割したファイルを一括送信する場合、ファイルの総サイズが大きいのでエラーになる場合があります。その時、一度に送信する数を減らして、再送すると、送信成功する場合があります。

※ 当マニュアルに掲載したオンラインシステム画面は検証用のものであるため、実際の画面とは差異がある可能性があります。

5.2. ログアウトボタン

ログアウトボタンをクリックします。



調査票の報告手続きは、以上で終了です。調査にご協力いただきありがとうございました。

秘 (別添)

医薬品価格調査



統計法に基づく一般統計調査

医療機関用調査票・第 I (年 月分調査)

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

都道府県番号	
客体番号	
政府統計共同利用システム (オンライン調査) 利用時のログイン情報	調査対象者 I D
	パスワード

取引等の状況と提出方法	
以下のチェックボックスのいずれかに“レ”を記入ください。下記の1.に該当する場合は、調査票第IIの提出方法を選択してください。	
<input type="checkbox"/>	1. 調査対象期間内に医療用医薬品を購入した (調査票第IIの提出方法) <input type="checkbox"/> ①CD-R又はその他磁気媒体 (調査票第Iは紙で提出) <input type="checkbox"/> ②メール (調査票第IはPDFファイル等で提出) <input type="checkbox"/> ③紙 (調査票第IIの枚数 _____ 枚) <input checked="" type="checkbox"/> ④政府統計共同利用システム (調査票第Iは提出不要)
<input type="checkbox"/>	2. 調査対象期間内に医療用医薬品を購入していない (調査票第Iのみ提出してください)

管理者各位

この調査は、医療機関(病院又は診療所(歯科診療所を除く。))が購入した医薬品の価格を調査するために行うものであり、薬価基準改正のための基礎資料となるものでありますから、必ず正確に記入して下さい。

なお、統計資料として用いる以外、例えば、税金の算定等に利用することはありません。

また、オンラインによる回答も可能ですので、ご利用の場合は「医薬品価格調査の実施にあたって」をご確認ください。

御多忙中恐れ入りますが、御協力下さるようお願い申し上げます。

厚生労働省医政局

法人番号 (13桁)												
<input type="checkbox"/>	個人事業主等で法人番号が付与されていない場合は、“レ”を記入ください。											

記入担当者名

調査票提出先

--

